

横浜保育室事業実施要綱

制 定 平成 9 年 4 月 1 日 福保推第 18 号 (市長決裁)

最近改正 平成 20 年 3 月 31 日 こ保運第 2835 号 (局長決裁)

(目 的)

第 1 条 この要綱は、保育に欠ける主として 3 歳未満児が、良好な環境で保育されることを目的に、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。) 第 35 条第 4 項による認可を受けていない保育施設を横浜市が横浜保育室として認定し、併せて助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱に定める用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 横浜保育室

法第 35 条第 4 項による認可を受けていない横浜市内の保育施設のうち、横浜保育室事業実施要綱 (以下「要綱」という。) で定める要件を満たし、横浜市が認定した施設をいう。

(2) 保育に欠ける児童

法第 24 条及び横浜市保育所保育実施条例 (昭和 62 年 3 月横浜市条例第 1 号) 第 2 条に規定する事由のいずれかに該当する児童をいう。

(3) 年齢基準日

保育が実施された日の属する月の初日とする。

(4) 助成金の交付基準日

保育が実施された日の属する月の初日とする。

(5) 乳児

年齢基準日において、満 1 歳に達していない児童をいう。

(6) 幼児

年齢基準日において、満 1 歳以上の就学前児童をいう。

(7) 障害児

次のいずれかに該当する児童をいう。

ア 身体障害者手帳の交付を受けている児童

イ 療育手帳 (「愛の手帳」) の交付を受けている児童

ウ 横浜市児童相談所、横浜市障害者更生相談所、横浜市総合リハビリテーションセンター及び横浜市地域療育センター等の機関 (以下「地域療育センター等」という。) から、前各号のいずれかと同程度の障害を有すると認められた児童

エ その他福祉保健センター長が特に認めた児童

(8) 特別支援児童

次のいずれかに該当する児童をいう。

ア 次の各号のすべてに該当する保育実施児童

(イ) 地域療育センター等の療育機関を継続的に利用している児童

(イ) 障害認定を受けておらず、障害児保育加算費の支給対象となっていない児童

(イ) 集団保育において保育士加配の必要性が認められる児童

イ 上記以外の児童で、福祉保健センター長が加算費支給の必要性を特に認めた児童

(9) 保護者

法第6条に規定する保護者をいう。

(10) 扶養義務者

次のいずれかに該当する者をいう。

ア 民法第877条に定められている児童の直系血族及び兄弟姉妹

イ 民法第877条第2項に定められている家庭裁判所の審判により特に児童の扶養の義務を負うことになった三親等内の親族

(事業内容)

第3条 横浜保育室においては、保護者との契約により、専ら3歳未満児について、次の各号の事業が実施されるものとする。

(1) 午前7時30分から午後6時30分までの基本的な保育事業

(2) 保育サービス事業

ア 延長保育

イ 一時保育

ウ 休日保育

(設置者の要件)

第4条 横浜保育室の設置者は、個人、法人又は任意団体とする。

2 設置者は個人以外にあっては、代表者を置かなければならない。

3 設置者は横浜保育室を経営するために必要な経済的基盤があること。

4 設置者は事業を健全かつ円滑に実行できること。

5 設置者は社会的信望を有するとともに、助成金事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと。

(認定の基準)

第5条 横浜保育室の認定については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知「認可外保育施設指導監督基準」を遵守している施設の中から、次の基準に照らし、それぞれの地域状況等を踏まえて審査することとする。

(1) 運営委員会

事業の健全運営及び保護者との連携・協力、保育内容の向上を図るため、別に定める要領により、運営委員会を設置すること。

(2) 構造設備等の基準

ア 乳児または2歳未満の幼児の保育室の面積は、1人当たり2.475㎡以上、2歳以上の幼児は、1人当たり1.98㎡以上であること。

イ 保育室のほか必要十分な面積の調理室、便所及び屋外遊戯場を設けることとし、保育室、調理室及び便所については保育施設として一体的な活用ができるものとする。

ただし、屋外遊戯場については、付近の公園等で差し支えないこと。

ウ 採光、換気等については、児童の保健衛生及び危険防止に十分な注意が払われていること。

エ 乳児の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されていること。

オ 消防署等の指導に従い、消火用具、非常口など、非常災害防止に必要な設備が設けられていること。

カ 保育室または遊戯室を2階に設置する場合は、下表に掲げる常用及び避難用の施設又は設備を1以上設けること。

区 分	施設又は設備
常 用	1 屋内階段 2 屋外階段
避難用	1 屋外階段 2 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）第32条ロに規定する待避上有効なバルコニー 5 消防法施行令第25条に規定する避難器具

ただし、保育室等を3階以上に設置する場合は、最低基準第32条第8号に定める基準を遵守すること。

(3) 定員

3歳未満児の定員が20人以上であること。

(4) 職員

ア 施設には、施設長、保育従事者及び調理員を配置すること。

イ 施設長は、施設運営の責任者として、常勤職員とすること。

ウ 保育従事者の数は、おおむね3歳未満児4人につき、1人以上とすること。

また、3歳以上児については、最低基準第33条第2項に定める数以上を確保すること。

エ 前記ウの基準により求められた保育従事者の3分の2以上は、保育士又は保健師、看護師、助産師であること。

オ 前記ウの基準により求められた保育従事者の3分の2以上は、常勤職員とすること。

カ 保育従事者は、原則として、調理業務を兼務しないこと。

キ 施設長は前記エの資格を有する者とする。

ク 施設長が保育士又は保健師、看護師、助産師である場合に限り、基本保育時間を超える時間においては、施設長を保育従事者の数に加えることができる。

ケ 保育従事者は、常時複数配置とすること。

(5) 開所時間

施設の開所時間は、原則として、月曜日から金曜日については、午前7時30分から午後6時30分までを基本とし、日中11時間以上とすること。また、土曜日については、午前7時30分から午後3時30分までとする。

(6) 保育内容

- ア 児童が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意されていること。また、健全な心身の発達を促すため、健康状態、遊び、昼寝等につき、より個別的な配慮を必要とした内容となっていること。
- イ 保護者と密接な連絡を取り合い、保育内容等につき、理解及び協力を得るよう努めていること。

(7) 給食

- ア 給食を実施すること。
- イ 調理室、調理設備及び食器関係は衛生的な管理に努め、細心の注意を払っていること。
- ウ 食事は施設で調理された給食を原則とし、その献立はできる限り変化に富み、児童の健全な発育に必要な栄養量を満たすものであること。
- エ 給食は前記ウによるほか、食品の種類及び調理方法についても、栄養並びに児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものであること。
- オ 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うこと。

(8) 衛生管理等

- ア 児童の使用する設備または遊具等については、安全かつ衛生的な管理に努め、細心の注意を払っていること。
- イ 必要な医薬品、その他の医療品を常備すること。
- ウ 医療機関との連携を図ること。

(9) 児童及び職員の健康診断

- ア 児童に対し、保育開始時の健康診断を含め少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を行うこと。
- イ 職員の健康診断にあたっては、特に児童の食事を調理する者について、綿密な注意を払うこと。

(10) 内部規程等

- ア 児童の処遇及びその他施設の管理についての重要事項につき、規程を設けること。
- イ 事業について、職員、財産、収支及び児童の処遇状況を明らかにする帳簿を整備しておくこと。

(認定手続)

- 第6条 認定を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、『横浜保育室事業認定申込書』（第1号様式）に必要書類を添えて市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の申込みがあったときは、横浜市民間保育所整備事業等に係る補助金交付審査会において、その適否を審査する。
 - 3 市長は、前項により申込みがあった計画を承認するときは、申込者に対し『横浜保育室事業認定内示書』（第2号様式の2）を交付する。
 - 4 市長は、第2項により申込みがあった計画を承認しなかったときは理由を付して、その旨を申込者に対し『横浜保育室事業不承認通知書』（第3号様式）で通知する。
 - 5 第3項により内示を受けた申込者は、承認された計画の履行後に、市長あて『横浜保育室事業開設準備完了届』（第1号様式の2）を提出し、検査を受けなければならない。

- 6 市長は、前項により届け出された事項が、第3項で内示した計画のとおりであることを確認したときに認定するものとし、申込者に対し『横浜保育室事業認定通知書』（第2号様式）を交付する。
- 7 市長は、第5項により届け出された事項が、第3項で内示した計画のとおりでないときには、認定しないことができるものとする。その場合には理由を付して『横浜保育室事業不承認通知書』（第3号様式）で通知する。

（認定場所の変更）

第6条の2 設置者は、認定を受けた場所の変更（移転）を希望するときは、第19条の廃止の手続きを行ったうえで、前条の認定手続きを新たに行うものとする。

ただし、移転の計画が運営委員会で承認され、既に入所している児童が移転後も引き続き通園可能で、認定を受けた場所の保育水準が引き続き確保され、若しくは上回ることができる計画等である場合には、当該横浜保育室の所在地を管轄する区長（以下「区長」という）を経由して、市長あて協議をし、『横浜保育室事業認定場所変更申込書』（第6号様式の3）に必要書類を添えて市長に提出できるものとする。

- 2 市長は、前項の申込みがあったときは、横浜市民間保育所整備事業等に係る補助金交付審査会において、その適否を審査する。
- 3 市長は、前項により申込みがあった計画を承認するときは、設置者に対し『横浜保育室事業認定場所変更計画承認書』（第7号様式の3）を交付する。
- 4 市長は、第2項により申込みがあった計画を承認しないときは理由を付して、その旨を設置者に対し『横浜保育室事業認定場所変更不承認通知書』（第8号様式の3）で通知する。
- 5 第3項により認定場所の変更を承認された設置者は、移転先の整備が完了後移転前に、市長あて『横浜保育室事業認定場所の変更先整備完了届』（第40号様式）を提出し、検査を受けなければならない。
- 6 市長は、前項により届け出された事項が、第3項で承認された計画のとおりであることを確認したときは、『横浜保育室事業認定場所の変更先整備確認書』（第41号様式）を設置者に対し、交付する。
- 7 設置者は、前項の確認書の交付をもって、設置場所の変更を行うことができる。
- 8 市長は、第5項により届け出された事項が、第3項で承認された計画のとおりでないときには、承認を取り消すことができるものとする。その場合には理由を付して『横浜保育室事業認定場所変更承認取消通知書』（第42号様式）で通知する。

（定員・施設規模の変更）

第7条 設置者は、認定を受けた定員、施設の規模を変更するときは、2か月前までに区長を経由して、市長あて協議をし、『横浜保育室事業定員・施設規模変更申込書』（第6号様式の2）を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項により届け出された事項について、承認するときは『横浜保育室事業定員・施設規模変更計画承認通知書』（第7号様式の2）を設置者に対し、通知する。
- 3 市長は、第1項により届け出された事項について、不承認とするときは、その理由を付して『横浜保育室事業定員・施設規模変更不承認通知書』（第8号様式の2）を設置者に対し、通知する。
- 4 第2項により施設規模の変更を承認された設置者は、当該整備の完了後速やかに、市長あて『横

浜保育室事業施設規模変更完了届』(第40号様式の2)を提出し、検査を受けなければならない。

- 5 市長は、前項により届け出された事項が、第2項で承認された計画のとおりであることを確認したときは、『横浜保育室事業施設規模変更確認書』(第41号様式の2)を設置者に対し、通知する。
- 6 市長は、第4項により届け出された事項が、第2項で承認された計画のとおりでないときには、承認を取り消すことができるものとする。その場合には理由を付して『横浜保育室事業施設規模変更計画承認取消通知書』(第42号様式の2)で通知する。

(認定内容の変更)

第7条の2 設置者は、認定を受けた次のいずれかの内容を変更するときは、区長あて事前に協議をし、『横浜保育室事業認定内容変更申込書』(第6号様式)を提出しなければならない。

- (1) 設置者の代表者及び施設長の変更
 - (2) その他運営上の重要事項を変更する場合
- 2 区長は、前項により届け出された事項について、承認するときは、『横浜保育室事業認定内容変更承認通知書』(第7号様式)を設置者に対し、通知する。
 - 3 区長は、第1項により届け出された事項について、不承認とするときは、その理由を付して『横浜保育室事業認定内容変更不承認通知書』(第8号様式)を設置者に対し、通知する。

(助成内容)

第8条 助成金の内容については、次の各号によるものとする。

(1) 基本助成費

午前7時30分から午後6時30分までの基本保育時間の保育に要する経費とする。

(2) 基本助成費加算

ア 乳児保育加算費

乳児の保育に要する経費とする。

イ 障害児保育費

障害児の保育に要する経費とする。

ウ 特別支援児童費

特別支援児童の保育に要する経費とする。

エ 多子減免加算費

同一世帯で2人以上の保育に欠ける児童が横浜保育室・認可保育所・家庭保育福祉員・幼稚園・認定こども園を利用する場合の保護者負担を軽減するための経費とする。

オ 保育料軽減助成費

基本助成費の支給対象児童のうち、『横浜保育室保育料軽減助成 所得税計算書』(第38号様式)によって算出された前年度所得税が20万3000円未満の世帯に属する児童の保護者負担を軽減するための経費とする。

(3) 保育サービス事業助成費

ア 一時保育助成費

保護者のパート就労や緊急時等の一時的な保育に要する経費とする。

イ 一時保育障害児加算費

一時的な保育を利用する障害児の保育に要する経費とする。

ウ 休日保育助成費

日曜、祝日などの休日の保育に要する経費とする。

エ 延長保育助成費

基本保育時間を超える保育に要する経費とする。

オ 早朝保育加算費

基本保育時間が始まる前の早朝の保育に要する経費とする。

カ 時間延長障害児・特別支援児保育加算

基本保育時間を超える障害児・特別支援児の保育に要する経費とする。

キ 3歳児助成費

保育に欠ける3歳児に要する経費とする。

ク 3歳児多子減免加算費

同一世帯で2人以上の保育に欠ける児童が横浜保育室等を利用する場合で、減免対象児が3歳の場合に保護者負担を軽減するための経費とする。

(4) 施設整備調整費

ア 家賃助成費

賃借料を支払って運営している場合に助成する経費とする。

イ 設備助成費

児童の安全確保又は衛生の向上を図るため、施設の改修をする場合に助成する経費とする。

2 助成金の額は、別表1のとおりとする。

(助成対象児童)

第9条 助成金の交付対象児童は、本市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する児童であること。

(1) 前条第1項第1号、第2号のエ及びオについては、保育に欠ける3歳未満児であること。

(2) 前条第1項第2号のアについては、保育に欠ける0歳児であること。

(3) 前条第1項第2号のイ及びウ並びに第3号のイ及びカについては、別に定める要領の基準を満たす、保育に欠ける就学前児童であること。

(4) 前条第1項第3号のア及びウについては、別に定める要領の基準を満たす、就学前児童であること。

(5) 前条第1項第3号のエ及びオについては、保育に欠ける4歳未満児であること。

(6) 前条第1項第3号のキ及びクについては、保育に欠ける3歳児であること。

2 年齢の判定は、年齢計算に関する法律（明治35年法律第50号）に基づき、年齢基準日における満年齢とする。

なお、年度の途中で年齢が上がる場合においても、その年度内に限り変更ないものとする。

3 多子減免加算費の対象となるのは、第1項第1号を満たし、次の各号のどちらかに該当する児童とする。

(1) 同一世帯で2人以上の児童が横浜保育室を利用する場合、最も年齢の高い児童を除く入所児童。

- (2) 同一世帯で2人以上の児童が横浜保育室等を相互に利用する場合、横浜保育室に入所する児童。
- 4 3歳児多子減免加算費の対象となるのは、第1項第6号を満たし、第3項の各号のどちらかに該当する児童とする。

(基本的な助成)

- 第10条 基本助成費、基本助成費加算、保育サービス事業助成費のうち第8条第3号カ、キ及びクについては、交付基準日の初日在籍児童数で四半期ごとに概算払いにより助成するものとする。
- 2 第8条第3号ア及びイ、並びに第4号イを除く助成金は、基本助成費の対象児童を、6人以上受け入れている場合に助成するものとする。但し、各四半期の途中月において初日在籍児童を6人以上受け入れている場合には、その月について助成するものとする。

(保護者負担)

- 第11条 助成対象児童に対する基本保育時間にかかる保育料は、月額58,100円を上限とする。
- 2 多子減免加算費の対象となる児童の保護者負担額は、保護者負担額(認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けていない施設にあっては、消費税課税前の保護者負担額)から当該加算費の額を控除した額とする。
- 3 保育料軽減助成費の対象となる児童の保護者負担額は、当該助成費の対象とならない場合の保護者負担額(認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けていない施設にあっては、消費税課税前の保護者負担額)から当該助成費の額を控除した額とする。
- 4 保育サービス事業にかかる保護者負担は、設置者において、別表2のガイドラインを参考に設定することができる。

(助成金の交付手続等)

第12条 助成金の交付手続は、次の各号によるものとする。

- (1) 設置者は当該横浜保育室の所在地を管轄する福祉保健センター長(以下「センター長」という)に対し、『横浜保育室事業助成金交付申請書』(第9号様式)を作成し、年間入所見込児童数により、年度当初(認定開始月)までに、『横浜保育室事業資金計画表』(第9号様式の2)を添付して申請するものとする。

なお、申請に併せて、『横浜保育室運営委員名簿』(第10号様式)及び『横浜保育室事業職員状況調書』(第11号様式)を提出すること。

- (2) 年度の途中で年間入所児童数が当初の予定児童数を上回ることが見込まれる場合、設置者はセンター長に対し、不足が見込まれる児童数により『横浜保育室事業助成金追加交付申請書』(第9号様式の3)を作成し、申請する。
- 2 センター長は、設置者からの申請について、要綱に基づき審査をし、速やかに交付決定の手続きをするものとする。ただし、申請書類の審査において、要綱に規定する要件を欠くときは、交付決定をしない。
- 3 センター長は、交付の決定をしたときは、『横浜保育室事業助成金交付決定通知書』(第13号様式)及び『横浜保育室事業助成金追加交付決定通知書』(第13号様式の2)により、設置者に通知をする。
- 4 センター長は、不交付の決定をしたときは、『横浜保育室事業助成金不交付決定通知書』(第15

号様式)及び『横浜保育室事業助成金追加不交付決定通知書』(第15号様式の2)により、設置者に通知をする。

5 交付決定を受けた設置者はセンター長に対し、第8条第1項第4号イを除く助成金は、概算払いを受けようとする月の7日までに『横浜保育室事業助成金概算請求書』(第17号様式)により、請求する。

なお、請求書には必要に応じ、『横浜保育室事業助成金概算請求内訳書』(第19号様式)、『横浜保育室事業保護者雇用証明書』(第20号様式)、『保育料軽減助成利用申出書』(第37号様式)、『保育料軽減助成所得税計算書』(第38号様式)、『障害児助成内訳書』(第39号様式)、『一時保育障害児加算費請求確認書』(第43号様式)等助成対象であることを確認する書類を作成し、添付するものとする。

6 概算払いを受けた設置者は、当該四半期終了後7日以内に、『横浜保育室事業差額精算書』(第17号様式の2)、『横浜保育室事業精算内訳書』(第17号様式の3)、『横浜保育室事業実施状況内訳書』(第19号様式の2)、『横浜保育室事業延長保育事業実施状況報告書』(第19号様式の3)、『横浜保育室事業助成金休日保育事業実施状況報告書』(第21号様式)、『横浜保育室事業一時保育事業実施状況報告書』(第22号様式)を提出しなければならない。

7 概算払いを受けた設置者は、精算により残額が生じた場合には、所管課が発行する戻入用納付書により、速やかに戻入しなければならない。

8 概算払いを受けた設置者は、精算により不足額が生じた場合には、『横浜保育室事業助成金差額請求書』(第17号様式の4)により、請求するものとする。

9 センター長は、設置者から請求があったときは、要綱に基づき、請求の内容を審査し、速やかに支払いをする。

(障害児保育費等の請求手続)

第12条の2 助成金のうち、障害児保育費の請求手続は、次の各号によるものとする。

(1) 設置者はセンター長に対し、『横浜保育室障害児保育費支給(変更)申請書』(第39号様式別紙1)を作成し、『横浜保育室児童状況書』(第39号様式別紙2)等、必要書類を添付して申請するものとする。

(2) センター長は設置者から申請のあった内容について、必要に応じて判定機関等の長に『横浜保育室保育児童に関する意見照会書』(第39号様式別紙3)により意見照会を行う。

(3) 判定機関等の長は、センター長の照会に対し、『横浜保育室児童意見書』(第39号様式別紙4)をもって意見を付すものとする。

(4) センター長は判定機関等の長の意見を参考に速やかに支給の可否及び区分を決定し、『横浜保育室障害児保育費支給決定通知書』(第39号様式別紙5)により申請者に通知する。

2 前項第4号の決定を受けた設置者は、前条第5項の請求を行うものとする。

(特別支援児童費の請求手続)

第12条の3 助成金のうち、特別支援児童費の請求手続は、次の各号によるものとする。

(1) 設置者はセンター長に対し、『横浜保育室特別支援児童費支給申請書』(第31号様式)を作成し、『横浜保育室特別支援児童状況調書』(第32号様式)等、必要書類を添付して申請するものとする。

- (2) センター長は設置者から申請のあった内容について、必要に応じて判定機関等の長に『横浜保育室特別支援児童意見照会書』（第 33 号様式）により意見照会を行う。
 - (3) 判定機関等の長は、センター長の照会に対し、『横浜保育室特別支援児童意見書』（第 34 号様式）をもって意見を付すものとする。
 - (4) センター長は判定機関等の長の意見を参考に速やかに支給の可否を決定し、『横浜保育室特別支援児童費交付決定通知書』（第 35 号様式）または『横浜保育室特別支援児童費交付却下通知書』（第 36 号様式）により申請者に通知する。
- 2 前項第 4 号で交付決定のあった設置者は、第 12 条第 5 項の請求を行うものとする。

(設備助成費の請求手続等)

第 12 条の 4 助成金のうち、設備助成費の請求手続等は、次の各号によるものとする。

- (1) 設置者はセンター長に対し、対象事業施工前に『横浜保育室設備助成事業計画届出書』（第 12 号様式）に必要書類を添付して届け出るものとする。
 - (2) 設置者は、設備助成費の対象事業が完了した後、速やかにセンター長に対し、『横浜保育室事業設備助成費請求書』（第 18 号様式）により請求し、『横浜保育室事業設備助成費実績報告書』（第 27 号様式）をセンター長に提出する。
- 2 センター長は、設置者から請求があったときは、要綱に基づき、請求の内容を審査し、速やかに支払いをする。

(保育サービス事業の指定及び指定の解除)

第 13 条 保育サービス事業のうち、早朝保育を含む延長保育及び休日保育の各事業の指定及び指定の解除の手続については、次の各号によるものとする。

- (1) 設置者は区長に対し、『横浜保育室保育サービス事業指定・指定解除申込書』（第 23 号様式）により、申し込みをする。
- (2) 区長は、設置者からの申し込みについて、要綱に基づき審査をし、承認したときは、『横浜保育室保育サービス事業指定・指定解除承認通知書』（第 24 号様式）により通知する。
- (3) 区長は、指定を不相当と認めるときは、『横浜保育室保育サービス事業指定・指定解除不承認通知書』（第 25 号様式）により、設置者あて通知する。

(事業実績報告)

第 14 条 助成金の交付を受けた設置者は、次のとおり設備助成費を除く事業実績の報告を、区長あて行うものとする。

- (1) 作成された予算に基づいて、適正な経理を執行するとともに、その収支を明らかにした書類、帳簿等を整備しておくこと。
- (2) 当該年度終了後又は事業完了の日から起算して 2 か月を経過した日までに、『横浜保育室事業実績報告書』（第 26 号様式）を提出すること。

(助成金の返還)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当する場合、市長は、『横浜保育室事業助成金返還命令書』（第 28 号様式）にて、助成金の一部又は全部の返還を命じることができるものとする。

- (1) 助成金の請求に関し、虚偽の申請をしたとき。
- (2) 施設の運営状況が、児童の福祉を明らかに妨げているとき。
- (3) 児童の処遇向上及び保護者負担の減免等、この事業の目的以外に助成金を執行したとき。
- (4) 本市の改善勧告に対し改善措置が採られていないとき。
- (5) 助成金の請求に関し、過誤の申請をしたとき。

(調査及び指導等)

第 16 条 市長は、横浜保育室に対し、別に定める要領により、保育内容、運営等について、帳簿書類その他必要な事項を調査し、口頭及び文書により指導し、監督するものとする。

- 2 市長は、保育内容、運営等に問題があると認められる横浜保育室に対し、必要に応じ文書により改善勧告を行うものとする。

(会計処理)

第 17 条 設置者は、横浜市助成金、保護者負担金及びその他の収入により、適正な運営を行い、決算上の剰余金は、利益として配分することなく、将来発生する修繕費用等に使用するための繰越金・引当金として、積み立てる処理をしなければならない。

- 2 繰越金・引当金の取扱については別に定める。

(認定取消)

第 18 条 市長は、設置者がこの要綱の規定に違反したとき、または認定を継続することが不相当と認められる事実が生じたときは、横浜市児童福祉審議会の意見を聴いたうえで認定を取り消すことができる。この場合市長は、当該設置者に弁明の機会を与えるものとする。

- 2 弁明は原則として、書面を提出して行うこととするが、市長はあらかじめ弁明をなす日時、場所及び認定の取消をなすべき理由を通知するものとする。

- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 1 項に定める手続きを経ずに認定を取り消すことができる。

- (1) 児童福祉法第 59 条第 6 項の規定に基づき、事業の停止又は施設の閉鎖を命ずる場合
- (2) 事業所が休止若しくは閉鎖後、一定期間を経過しても事業再開の見込みがない場合

- 4 市長は、認定を取り消したときは、設置者に対し『横浜保育室事業認定取消通知書』(第 4 号様式)により、通知する。

(廃止又は休止)

第 19 条 設置者は、横浜保育室の運営を廃止または休止しようとするときは、1 か月以上前までに『横浜保育室事業廃止・休止願』(第 5 号様式)により、区長に事前協議の上、市長あて届け出なければならない。

- 2 市長は、前項により届け出された事項について、承認するときは、『横浜保育室事業廃止・休止承認通知書』(第 4 号様式の 2) を設置者に対し、通知する。

- 3 設置者は、休止した横浜保育室の運営を再開しようとする時には、『横浜保育室事業再開願』(第 5 号様式の 2)により、区長に事前協議の上、市長あて届け出なければならない。

(事業の精算)

第 20 条 施設の運営を廃止する場合の事業の精算については別に定める。

(遵守事項)

第 21 条 設置者は、施設運営にあたって、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 当該事業を第三者に委託しないこと。
- (2) 利用者を限定せず、広く市民の利用に供すること。
- (3) 施設の衛生管理に十分な注意を払うこと
- (4) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施するなど、施設の防災面には十分な注意を払うこと。
- (5) 横浜保育室事業運営に係る個人情報については、適正に管理すること。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 15 年 3 月 13 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

経過措置

要綱第 5 条第 1 項第 4 号キの規定に関わらず、施行日（平成 17 年 4 月 1 日）において現に施設長である者については、その在任中に限り要綱第 5 条第 1 項第 4 号キの規定を適用しない。